



発行 / 西東京市  
編集 / 企画部広報広聴課  
〒188-8666  
東京都西東京市南町5-6-13

# 西東京

衆議院議員選挙

臨時号

市役所代表電話 / **0424-64-1311**  
ホームページアドレス <http://www.city.nishitokyo.lg.jp/>  
(携帯電話) <http://mobile.city.nishitokyo.lg.jp/>  
(Lモード) Lメニューリストから検索できます。

## 衆議院議員選挙

### 最高裁判所裁判官国民審査

投票日は9月11日(日) 午前7時～午後8時

第44回衆議院議員選挙は、8月30日公示され9月11日が投票日です。今回の選挙は、小選挙区選出議員選挙(全国で300人・東京都で25人)と比例代表選出議員選挙(全国で180人・東京都で17人)の二つの選挙によって議員を選びます。

小選挙区選出選挙1選挙区から1人の議員を選ぶことになり、西東京市は、小平市、国分寺市、および国立市の4市で東京都第19区となります。

比例代表選出選挙は、政党等が主体の選挙で、全国11の選挙区(ブロック)ごとに行われ、その投票数に応じて政党等が届け出た名簿登録者の順位に従って当選人が決まります。

また、最高裁判所裁判官国民審査も同時に行われます。国政を託す人を選ぶ大切な選挙です、貴重な一票を大切に必ず投票しましょう。

選挙管理委員会事務局(保谷東分庁舎内線281)

#### 投票できる方

すでに西東京市の選挙人名簿に登録されている方

昭和60年9月12日以前に生まれ、かつ平成17年5月29日以前に転入届をし、引き続き住民票に登録されている方

在外選挙人証を交付されている方(一時帰国や帰国後選挙人名簿に登録されるまでの方は、比例代表選出選挙のみとなります。必ず在外選挙人証を持参してください)

在外選挙人は指定在外選挙投票区(第十九投票区 西東京市役所保谷庁舎)が投票所です。それ以外の投票所では投票できません。

#### 最近住所を移した方

平成17年5月30日以降に西東京市に転入届を出した方は、前住所地の選挙管理委員会へ選挙人名簿の登録を確認してください。名簿登録地で投票できます。

西東京市を転出した方は、西東京市の選挙人名簿に登録されていなければ投票できません。ただし、転出した先の市区町村の選挙人名簿に登録された場合及び平成17年5月10日以前に転出した方は西東京市では投票できません。

市内で転居し、8月21日以降に

#### 投票所入場整理券

選挙のご案内と投票所での受け付けのための入場整理券を世帯主の方(同一家族4人まで記載)に8月30日ごろから郵送します。ご自分の入場整理券を切り離して投票所へご確認のうえ、投票の際にお持ちください。

なお、入場整理券を紛失したり何らかの事情で届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

#### 投票の方法

はじめに小選挙区選出議員選挙の投票用紙(白色)を渡します。候補者の氏名を1人だけ書きと書いて投票箱に投票してください。

次に比例代表選出議員選挙の投票用紙(オレンジ色)と最高裁判所裁判官国民審査(つぐいす色)の投票用紙を同時に渡します。比例代表選出議員選挙の投票用紙に、政党等の名称または略称を1つ書いてください。

最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙は裁判官の氏名が印刷されていますので、やめさせたいと思う裁判官がいる場合は、氏名の上の空欄にxを書いてください。

#### 期日前投票・不在者投票

投票日に次の理由に該当すると見込まれる方は、期日前投票ができます。

投票区を問わず職務や業務に従事する方(お店や職場が投票区内にあってもできます)

用務等で投票区の区域外にいる方(旅行やレジャー、買い物など)の私用であっても、投票区の区域外にいる場合はできません)

出産、病高等で歩行が困難な方

西東京市の選挙人名簿に登録があるが転出した方

投票日当日または期日前投票期間中に選挙権を取得する方で投票日当日に から 該当し、投票する日に選挙権を取得していない場合は不在者投票になります。

とき 8月31日(水)～9月10日(土)の毎日午前8時30分～午後8時(土曜日・日曜日と同じ)

最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票は9月4日(日)～9月10日(土)

ところ 市役所田無庁舎2階203市民会議室

市役所保谷東分庁舎地下第1会議室B

いずれの期日前投票所・不在者投票所でも投票できます。

在外選挙人の期日前投票・不在者投票は(市役所保谷東分庁舎地下第1会議室B)のみの投票所になります。

持ち物 入場整理券(届いている場合)

印鑑は不要です。在外選挙人は在外選挙人証を必ず持参してください。また在外選挙制度の郵便等投票を選ばれた人は、すでに郵送されている投票用

紙等関係書類一式すべてをお持ちください。すべて返還された場合は国内の選挙制度により投票をすることができません。

公示日の8月30日には、期日前投票所・不在者投票所はありません。期日前投票所・不在者投票所は、31日からとなります。

#### 滞在地での不在者投票

不在者投票期間から投票日にかけて、仕事・旅行等で西東京市外に滞りされる方は、滞在地の選挙管理委員会へ不在者投票をすることができません。できるだけ早めに西東京市選挙管理委員会に滞在地での不在者投票の請求をしてください(請求先は〒202 8555西東京市役所保谷東分庁舎選挙管理委員会)。

請求用紙は、各市区町村選挙管理委員会にあります。請求された方には投票用紙等を郵送しますので、不在者投票期間の早いうちに滞在地の選挙管理委員会に行き投票してください。

#### 指定病院等での不在者投票

病院・老人ホーム等に入院等している方は、それが不在者投票指定施設であれば、その施設内で不在者投票ができます。早めに施設の方に申し出てください。

#### 郵便等投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で、次の から のいずれかに該当する方は、自宅等で郵便による不在者投票ができます。

身体障害者手帳に両下肢、体幹移動機能の障害が「1級または2級」心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害が「1級または3級」免疫機能の障害が「1級から3級」と記載されている方

戦傷病者手帳に両下肢、体幹の障害が「特別項症から第二項症」心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、

直腸、小腸の障害が「特別項症から第三項症」と記載されている方

介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されている方

郵便による不在者投票をするためには「郵便投票証明書」が必要です。また、すでに「郵便投票証明書」の交付を受けた方が、投票用紙等を請求できるのは、投票日の4日前(9月7日)までです。

#### 代理記載制度

郵便等投票ができる方のうち、次の または に該当する、自ら投票の記載をすることができない方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た者(選挙権を有する者に限る)に投票に関する記載をさせることができます。

身体障害者手帳に上肢または視覚の障害が「1級」と記載されている方

戦傷病者手帳に上肢または視覚の障害が「特別項症から第二項症」と記載されている方

代理記載制度を利用するためには、選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会への事前の申請が必要です。

#### 代理投票・点字投票

手や目などが不自由な方は、代理投票や点字投票をすることができ、投票所の係員に遠慮なく申し出てください。

#### 選挙公報

投票日の2日前までに各家庭に配布します。

#### 開票の参観

投票日当日の午後9時から西東京市スポーツセンター地下1階(中町1-5-1)で行います。

選挙人は自由にご覧になれます。駐車場が狭いので、車でのご来場はご遠慮ください。